

# 令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業 及び令和2年度補正持続化給付金事務事業の入札結果等について

令和2年8月14日  
中小企業庁長官官房総務課

## 1. 概要

「令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業」について、一般競争入札の総合評価落札方式で入札を行った結果、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社が落札者となりました。落札価格は41,690,000,000円（税込）です。

また、「令和2年度補正持続化給付金事務事業」について、一般競争入札の総合評価落札方式で入札及び再公告による入札を行った結果、いずれも落札者なしとなりました。これを踏まえ、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社の提案内容について、外部有識者による評価を実施した結果、仕様を十分に満たしていると判断されたことから、同社と契約することとしました。

上記2事業の入札等の結果、同一の事業者が受託することとなったため、「令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業」の落札価格に、「令和2年度補正持続化給付金事務事業」の契約見込み額1,071,800,000円（税込）を加えた、合計42,761,800,000円（税込）を契約金額とし、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社と委託契約を締結します。

## 2. 評価コメント等入札結果

落札者を含めた各入札参加者の総合評価点及び技術審査の評価コメント等を公表いたします。

技術審査は、入札者からそれぞれ提出があった提案書について、外部有識者5名の方に、入札公告時に公表した評価項目（※1）の内容及び配点に沿って評価いただきました。外部有識者は、中小企業支援に知見・経験のある大学教授、弁護士、中小企業診断士、経済団体役員等の5名になります。

※1. 「令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業」については別紙1、「令和2年度補正持続化給付金事務事業」については別紙2を参照。

## (1) 令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業

### ①契約者名：

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

### ②契約金額：

42,761,800,000円(税込)

※2. 本事業の「③落札金額」に、「令和2年度補正持続化給付金事務事業」の「②契約見込み額」を加えた金額。

### ③落札金額：

41,690,000,000円(税込)

### ④総合評価点：

181.93817点

### ⑤その他の入札があった者：

株式会社リミックスポイント

※3. 外部有識者による技術審査の結果、「情報管理」等に関して、提案内容等が不十分であったことから、仕様を満たしていないと判断されたため、入札を無効としました。

### ⑥外部有識者により技術審査の評価コメント：

- ・提案・類似実績とも、申し分ない。提案書を見ていると、具体的な方法まで把握でき、安心して任せられると評価した。
- ・実施方針に沿って、本事業の実施体制が整っている。実施プロセス全体を把握し、それぞれの工程での実施体制と内容、責任体制も明確になっている。
- ・多数の申請者を扱う経験、本業との関連性の高い経験があり、対応内容もかなり具体的な内容であり、かつ、責任の所在も明確な組織体制となっていると評価した。
- ・多くの工数が想定されており、発生するリスクを念頭に置いた体制も考慮されていることを評価した。
- ・オペレータ等の教育がゼロから必要となるが、パートナーシップを組む企業の組織力でカバーできると判断する。
- ・パートナーシップを組む企業の位置付けが、明確に示されていない印象を受けた。
- ・類似事業の経験と公的給付支給などの実績もあり、引継ぎを円滑にすれば円滑な運営が期待できる。
- ・類似システムをグループとして保有している。現行システムからの円滑な業務推進が期待できる。
- ・今回が初めての事業スタートではないことを考慮すると、広報関係は若干行き過ぎのきらいがあると評価した。

## (2) 令和2年度補正持続化給付金事務事業

7月21日に公告を行った入札において、株式会社リミックスポイントから入札がありました。外部有識者による技術審査の結果、「情報管理」等に関して、提案内容等が不十分であり、仕様を満たさないと判断されたため、入札を無効としました。

7月30日に再度公告を行った入札において、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社と株式会社リミックスポイントから入札がありました。

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社については、提案書等の提出が締め切りに遅れたため、入札を無効としました。

株式会社リミックスポイントについては、提案書において「情報管理」等に関して一定の提案があったため、さらに「実施計画」や「実施体制」等について追加質問を行う等、外部有識者による更なる精査が行われました。

しかしながら、主要な提携先との具体的な役割分担や連携等の実現可能性が不明瞭であるなど、事業の「実施計画」や「実施体制」に関する提案内容等が不十分であり、仕様を満たさないと判断されたため、入札を無効としました。

上記2度の入札の結果、落札者なしとなりました。しかしながら、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社の提案内容については、有識者による技術審査前であったことから、同社の提案が仕様を十分に満たしたものとなっているかどうか、入札時の技術審査と同じ評価基準にて、同じ外部有識者5名により評価いただきました。その結果、当該事業者の提案は、仕様を十分に満たしているとの評価であったことも踏まえ、会計法令に基づき同社と契約を行うこととしました。本事業の契約に関する情報は以下の通りです。

### ①契約者名：

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

### ②契約見込み額：

1,071,800,000円

### ③外部有識者により技術審査の評価コメント

- ・事業実施のために必要かつ十分な提案がなされている。
- ・業務工数が細かく検討されており、必要人員が明確である。
- ・業務分担が明確に示されており、管理体制が確実である。
- ・類似業務の実績があり短期間での業務システム構築と運用開始が可能である。
- ・既存事務局と新たな事務局の役割分担が明確に区分され、問合せ等において申請者が混乱しないように実施して行くことが必要である。

### 3. (参考) 入札等の流れ

6月26日：審査等事業及び給付事業の入札可能性調査の開始

7月10日：審査等事業及び給付事業の入札可能性調査の登録締切  
(登録者数：審査等事業<sup>※4</sup> 1者、給付事業<sup>※5</sup> 4者)

7月21日：審査等事業及び給付事業の入札公告

7月28日：審査等事業及び給付事業の入札締切  
(入札があった者数：審査等事業2者、給付事業1者)

7月30日：審査等事業の開札（審査等事業の落札者が決定）  
給付事業の再度の入札公告

8月 4日：給付事業の入札締切  
(入札があった者数：2者)

8月14日：給付事業及び審査等事業の契約締結

※4. 令和2年度補正持続化給付金審査等事務事業

※5. 令和2年度補正持続化給付金事務事業

評価項目一覧 - 提案要求事項 -										
提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号		
提案要求事項			合計	基礎点	加点	基礎点	加点			
1. 事業の実施方針等										
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	10	1	9	・仕様書に記載された事業目的と整合的かつ偏りのない提案内容となっているか。 ・仕様書に記載された業務内容の各項目全てについて網羅的に提案されているか。	・仕様書に記載された業務内容の実現に向けた創意工夫や独自の提案がされているか。			
1.2	事業実施方法	必須	55	1	うち	50	・仕様書に記載された業務内容を実現するために必要なプロセスを明確化した上で、各プロセスに対応した具体的な実施方法となっているか。 ・仕様書に記載された業務内容において定量的な数値が記載されている事項については、具体的かつ実施可能な算出根拠をもった実施方法となっているか。	・主要プロセスに分解した上で、①審査等期間全体の短縮、②申請サポートの充実、③不備の是正等の迅速化・精度向上、④二重取り等不正防止、⑤反社会的勢力の排除、⑥不正受給者の報告、⑦広報の効果向上、⑧コールセンターの充実、⑨現在の事業の業務の迅速かつ円滑な引継ぎ等において、創意工夫や効率的・効果的な提案がなされているか。また、定量的な数値が記載されている事項については、その提案による定量的な成果目標が実現可能な方法とともに示されているか。		
							うち	4	・新型コロナウイルスへの対応を含めて、リスク対応も踏まえて安定的な事業継続を実現可能とするための提案がなされているか。	
1.3	事業実施計画	必須	35	1	34	・概ね8月中目処(調整の結果、受付開始が前後する可能性)の給付金の申請受付開始に向けた事業実施体制の構築について、日程、手順等について実現可能性のある事業実施計画となっているか。 ・申請受付開始から契約終了までの各段階について、それぞれ事業実施に必要な体制を維持しつつ、安定的な事業遂行に向けて実現可能性のある事業実施計画となっているか。	・事業全体を通じたリソース投入等について、全体最適化や柔軟な対応を念頭においた適切なものとなっているか。			
2. 組織の経験・能力等										
2.1	類似事業の経験、専門知識等	任意	25	0	うち	15	25	・過去に審査等事務を伴う事業の実施またはその業務管理を実施したことがあるか。それは、本事業規模を実施する上で十分な経験と言えるか。(注)		
									うち	10
2.2	組織としての事業実施能力	必須	10	1	9	・事業を安定的に遂行する上で適切な財政基盤、経理処理能力、管理(統治)能力を有しているか。	・本事業に関する幅広い知見、ネットワーク、優れた情報収集能力を有しているか。			
2.3	事業実施体制	必須	35	1	うち	25	・1. 2事業実施方法、1. 3事業実施計画と整合的な事業実施体制(再委託先、外注先等を含む)となっているか。 ・事業実施体制において、具体的な役割分担、要員数等が明確になっているか。 ・事業実施体制に関わる要員及び協力企業(再委託先、外注先等)について、確保できるか又はそれに準ずる具体的な調整がなされているか。 ・管理すべき情報(個人情報等)について、適切な情報管理体制が構築されているか。また、情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)が提出されているか。	・重要な業務については、バックアップ体制を構築するなど、一定のリスク発生時においても安定的に事業継続を可能とする体制となっているか。 ・本事業の遂行にあたり専従者を設けるなど、事業遂行に関する当庁からの事実確認、要望等について迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。		
							うち	9	・事業遂行に関連する協力企業も含めて事業全体を管理する上で優れた体制となっているか。(注)	
2.4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況)  ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	10	-	10	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)4点 2段階目(※1)6点 3段階目(※1)8点 プラチナえるぼし10点 行動計画(※2)2点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん(旧基準)4点 くるみん(新基準)6点 プラチナくるみん8点  ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定8点				
3. 業務従事者の経験・能力										
3.1	事業に関する知見・知識・専門性等	必須	10	1	9	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。			
3.2	類似事業の経験、資格等	必須	10	1	9	・過去に審査等事務を伴う事業の実施またはその業務管理を実施したことがあるか。	・本事業に有効な資格を持っているか。 ・審査等事務を伴う事業の実施またはその業務管理に関する豊富な経験を有しているか。			
		合計	200	7	193					

**評価項目一覧 - 提案要求事項 - の補足説明(注)の項目)**

過去に不正行為を行った事業者からの提案については、その提案内容によらず、1年間は「過去に同様の事業を実施したことがあるか」といった過去の事業実績を評価する項目及び「優れた管理体制となっているか」といった組織の管理体制を評価する項目について、それぞれの評価項目に配点されている点数は加点評価を行わないこととします。

当該不正行為の定義については以下のとおりとします。

(イ) 契約解除したもの  
 (ロ) 契約違反に伴う賠償又は違約金請求若しくは減額措置を実施したもの  
 (ハ) 契約違反であると第三者機関等の調査報告書でまとめたもの  
 (ニ) 補助金の交付決定取り消し(補助金適正化法第17条に基づく取り消し)を実施したものに限る。)をしたもの  
 (ホ) 経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの②経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの  
 ※(イ)～(ハ)については、軽微なものとして大臣官房会計課長が認めるときは、除くことができる。

提案・入札を頂きました事業者の中で不正行為の要件に該当した事業者に対しては事業担当課室よりその旨ご連絡をさせていただきます。

評価項目一覧 - 添付資料 -					
提案書の目次					
大項目	中項目	小項目	資料内容	提案の要否	提案書 ページ番号
4 添付資料					
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本事業履行のための体制図	必須	
			・各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴等)	必須	
			・情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」(仕様書別紙)を契約時に提出できることを確約すること。	必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績	任意	
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	

評価項目一覧 - 提案要求事項 -										
提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号		
提案要求事項			合計	基礎点	加点	基礎点	加点			
1. 事業の実施方針等										
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	10	1	9	・仕様書に記載された事業目的と整合的かつ偏りのない提案内容となっているか。 ・仕様書に記載された業務内容の各項目全てについて網羅的に提案されているか。	・仕様書に記載された業務内容の実現に向けた創意工夫や独自の提案がされているか。			
1.2	事業実施方法	必須	55	1	54	・仕様書に記載された業務内容を実現するために必要なプロセスを明確化した上で、各プロセスに対応した具体的な実施方法となっているか。 ・仕様書に記載された業務内容において定量的な数値が記載されている事項については、具体的かつ実施可能な算出根拠をもった実施方法となっているか。	・主要プロセスに分解した上で、①振込期間全体の短縮、②不備の是正等の迅速化・精度向上、③三重取り等不正防止、④反社会的勢力の排除、⑤不正受給者の報告、⑥銀行口座情報の不備等に関する調査、⑦現在の事業の業務の迅速かつ円滑な引継ぎ等において、創意工夫や効率的・効果的な提案がなされているか。また、定量的な数値が記載されている事項については、その提案による定量的な成果目標が実現可能な方法とともに示されているか。			
					うち 50			うち 4	・新型コロナウイルスへの対応を含めて、リスク対応も踏まえて安定的な事業継続を実現可能とするための提案がなされているか。	
1.3	事業実施計画	必須	35	1	34	・概ね8月中目処(調整の結果、受付開始が前後する可能性)の給付金の申請受付開始に向けた事業実施体制の構築について、日程、手順等について実現可能性のある事業実施計画となっているか。 ・申請受付開始から契約終了までの各段階について、それぞれ事業実施に必要な体制を維持しつつ、安定的な事業遂行に向けて実現可能性のある事業実施計画となっているか。	・事業全体を通じたリソース投入等について、全体最適化や柔軟な対応を念頭においた適切なものとなっているか。			
2. 組織の経験・能力等										
2.1	類似事業の経験、専門知識等	任意	25	0	25			・過去に振込事務を伴う事業の実施またはその業務管理を実施したことがあるか。それは、本事業規模を実施する上で十分な経験と言えるか。(注)		
					うち 15				うち 10	・本事業に関連する専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。
2.2	組織としての事業実施能力	必須	10	1	9	・事業を安定的に遂行する上で適切な財政基盤、経理処理能力、管理(統治)能力を有しているか。	・本事業に関する幅広い知見、ネットワーク、優れた情報収集能力を有しているか。			
2.3	事業実施体制	必須	35	1	34	・1. 2事業実施方法、1. 3事業実施計画と整合的な事業実施体制(再委託先、外注先等を含む)となっているか。 ・事業実施体制において、具体的な役割分担、要員数等が明確になっているか。 ・事業実施体制に関わる要員及び協力企業(再委託先、外注先等)について確保できるか又はそれに準ずる具体的な調整がなされているか。 ・管理すべき情報(個人情報等)について、適切な情報管理体制が構築されているか。また、情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)が提出されているか。	・重要な業務については、バックアップ体制を構築するなど、一定のリスク発生時においても安定的に事業継続を可能とする体制となっているか。 ・本事業の遂行にあたり専従者を設けるなど、事業遂行に関する当庁からの事実確認、要望等について迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。			
					うち 25			うち 9	・事業遂行に関連する協力企業も含めて事業全体を管理する上で優れた体制となっているか。(注)	
2.4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況)  ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	10	-	10		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※)4点 2段階目(※)6点 3段階目(※)8点 プラチナえるぼし10点 行動計画(※)2点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん(旧基準)4点 くるみん(新基準)6点 プラチナくるみん8点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定8点			
3. 業務従事者の経験・能力										
3.1	事業に関する知見・知識・専門性等	必須	10	1	9	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。			
3.2	類似事業の経験、資格等	必須	10	1	9	・過去に振込事務を伴う事業の実施またはその業務管理を実施したことがあるか。	・本事業に有効な資格を持っているか。 ・振込事務を伴う事業の実施またはその業務管理に関する豊富な経験を有しているか。			
		合計	200	7	193					

評価項目一覧 - 提案要求事項 - の補足説明((注)の項目)									
過去に不正行為を行った事業者からの提案については、その提案内容によらず、1年間は「過去に同様の事業を実施したことがあるか」といった過去の事業実績を評価する項目及び「優れた管理体制となっているか」といった組織の管理体制を評価する項目について、それぞれの評価項目に配点されている点数は加点評価を行わないこととします。									
当該不正行為の定義については以下のとおりとします。									
(イ) 契約解除したもの									
(ロ) 契約違反に伴う賠償又は違約金請求若しくは減額措置を実施したもの									
(ハ) 契約違反であると第三者機関等の調査報告書でまとめたもの									
(ニ) 補助金の交付決定取り消し((補助金適正化法第17条に基づく取り消し)を実施したものに限る。)をしたもの									
(ホ) 経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの②経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの									
※(イ)～(ハ)については、軽微なものとして大臣官房会計課長が認めるときは、除くことができる。									
提案・入札を頂きました事業者の中で不正行為の要件に該当した事業者に対しては事業担当課室よりその旨ご連絡をさせていただきます。									

評価項目一覧 - 添付資料 -					
提案書の目次					
大項目	中項目	小項目	資料内容	提案の要否	提案書 ページ番号
4 添付資料					
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本事業履行のための体制図	必須	
			・各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴等)	必須	
			・情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」(仕様書別紙)を契約時に提出できることを確約すること。	必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績	任意	
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	